

【景観形成重点地区：新河岸川・柳瀬川周辺エリア景観誘導基準の事前チェックシート 1/2】

景観形成の方針	1. 新河岸川・柳瀬川と調和したまちなみとなるよう配慮する。 2. 新河岸川・柳瀬川に顔をむけたまちなみを創出する。 3. 人と水辺が接する環境を創出する。 4. ランドマークを活かしたまちなみを創出する。
---------	--

本エリアは、新河岸川・新河岸川沿いのまちなみが、ゆとりとうるおいのある河川景観と調和したものとなるように、建築物の高さや、素材、色彩等を工夫していきます。また、新庁舎の建設やいろは親水公園の整備により、新たなランドマークとして、一体的なまちなみの統一、空間の活用に努め、賑わいのある場を創出していきます。

項目	自己診断			工夫や配慮を求める基準	市審査 適否	景観形 成方針
	適	不適	非該当		適	番号
1. 建築物・工作物	☐	☐	☐	○1 河川沿いの建物の高さを抑え、開放的なまちなみづくりに努めた。	☐	1. 2. 3. 4
	☐	☐	☐	○2 河川側の壁面が単調とならないよう、きめ細かくデザインとした。	☐	1. 2. 3
	☐	☐	☐	○3 建物の壁面緑化、屋上緑化等により、河川沿いの緑を広げるよう努めた。	☐	1. 3
	☐	☐	☐	○4 色彩は水と緑の景観との調和に配慮し、無彩色を使用しない計画とした。	☐	1. 3
	☐	☐	☐	○5 緑化する場合には、河川沿いの緑と調和した樹種を用いるよう努めた。	☐	1. 3. 4
	☐	☐	☐	○6 金属やハーフミラーなど、光を強く反射する材料を外壁に均一に使用していない。	☐	1. 3
	☐	☐	☐	○7 建築材料は、汚れが目立ちにくく、色あせの少ないものを使用するよう努めた。	☐	1. 3
	☐	☐	☐	○8 建築物等に附属する屋外広告物は、周辺の住環境や生態系等に対して光害とならないよう努めた。	☐	1. 3
	☐	☐	☐	○9 建築物等に附属する屋外広告物は、光源の種類や照明方法、明るさ等について十分に検討し、照明の目的や周辺の景観特性にあったものとなるよう努めた。	☐	1. 3
2. 物件の堆積	☐	☐	☐	○1 堆積する高さはできる限り低くし、整然と積み上げ、敷地周辺に圧迫感や不安感を与えないよう努めた。	☐	1. 3
	☐	☐	☐	○2 道路等の公共空間から見えにくい位置及び規模とするよう配慮した。	☐	1. 2
	☐	☐	☐	○3 行為地内に歴史的な遺構や良好な樹木等がある場合は、これをできる限りの保全に努めた。	☐	1. 3
	☐	☐	☐	○4 塀等を設ける場合にあつては、全体的にバランスのとれた形態及び意匠とするとともに、その色彩は、周辺景観との調和に配慮した。	☐	1. 3

【景観形成重点地区：新河岸川・柳瀬川周辺エリア景観誘導基準の事前チェックシート 2/2】

景観形成配慮事項

※上記事前チェックシートの工夫や配慮を求める基準がどの項目に配慮したかわかるように番号も記載してください。また、上記項目以外にも配慮した事項がある場合は自由に記入してください。

行為地周辺の状況 ・ 景観特性	建物状況（戸建て・集合住宅、店舗等）、色彩、デザインなど周辺の景観状況が分かるよう、記述してください。
具体的な配慮又は工夫の内容	周辺の景観との調和を図るために、配慮した要素・素材・色彩・デザインの工夫などを記述してください。

・ 新河岸川・柳瀬川景観形成ゾーン、荒川景観形成ゾーンの色彩基準

【制限される色彩】

色相	明度	彩度
7.5R から 7.5Y	2 を超える	4 を超える
	2 以下	－
7.5RP から 7.5R（7.5R は含まない） 7.5Y から 7.5GY（7.5Y は含まない）	2 を超える	4 を超える
	2 以下	－
7.5GY から 7.5RP （7.5GY 及び 7.5RP は含まない）	2 を超える	2 を超える
	2 以下	－
N	2 以下	－

※アクセント色として、建築物等の壁または屋根の各面（透明なガラス面を除く）、屋外広告物の 1/10 を超えない範囲で制限色を使用することができる。